

青森県報

第四千五百六十二号

平成三十一年
二月八日
(金曜日)

目次

告 示

- 政府調達に関する苦情処理手続要領の一部改正……………(総務学事課) ……一
- 政府調達に関する苦情の処理手続細則の一部改正……………(同) ……一
- 青森県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正……………(同) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

公 告

- 自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札(税 務 課) ……二
- 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札……………(同) ……三
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……五
- 公安委員会
- 公営企業
- 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交通企画課) ……五
- 公 営 企 業
- 青森県立中央病院患者給食業務の委託に係る一般競争入札(病院 局) ……一〇
- 正 誤
- 平成三十一年二月一日定例公告中……………(行政経営 課) ……三

告

示

青森県告示第六十四号

平成十一年九月十七日青森県告示第六百十五号で公表した政府調達に関する苦情処理手続要領を改正したので、次のとおり公表する。

平成三十一年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

改正後の政府調達に関する苦情処理手続要領は、青森県庁ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/>) に掲載する。

青森県告示第六十五号

平成十一年九月十七日青森県告示第六百十六号で公表した政府調達に関する苦情の処理手続細則を改正したので、次のとおり公表する。

平成三十一年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

改正後の政府調達に関する苦情の処理手続細則は、青森県庁ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/>) に掲載する。

青森県告示第六十六号

平成二十六年五月二日青森県告示第三百六十一号で公表した青森県政府調達苦情検討委員会設置要綱を改正したので、次のとおり公表する。

平成三十一年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

改正後の青森県政府調達苦情検討委員会設置要綱は、青森県庁ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/>) に掲載する。

青森県告示第六十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号) 第一百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の第二第四項の規定により公示する。

平成三十一年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢一五 川口 順一 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢一七 川口 隆雄
区 域	竜飛今別第二区 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、今別町大字砂ヶ森の区域
区 分	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業

公 告

自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 自動車税納税通知書等の作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 業務期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 4 作成予定数量

- (一) 自動車税納税通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 四十万通
- (二) 自動車税納税通知書(データ印字のみ) 三万八千通

- (三) 自動車税納税通知書兼減免通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 三千通

- (四) 自動車税減額通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 一万通

- (五) 自動車税催告書(封筒作成、封入封かんあり) 三万通

- (六) 自動車税徴収引受通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 一万九千通

- 5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

- 二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の二のいずれかの規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

- 3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相応の印刷設備を青森県内に有している者であること。

- 4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード(GS11128(旧UCC/EAN1128)バーコード)及び郵便物のカスタマバーコードの生成及び印字をすることができるとあること。

- 5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

- 三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に係る書類を添えて、青森県総務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

- 2 関係書類

- (一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード(GS11128(旧UCC/EAN1128)バーコード)を印字したものの 十種類

- (二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したものの 十種類

3 提出部数 各二部

4 提出期限 平成三十一年三月一日

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七二二―一〇一〇一(内線二一六四)

6 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七二二―一〇一〇一(内線二一六四)

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟四階A会議室

2 日時 平成三十一年三月二十六日 午後一時三十分

3 その他 郵送又は電送による入札は、認めない。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

平成三十一年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の八に相当する額を加算

した金額が、それぞれ各通知書等の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら

金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相

当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金

額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額

は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

4 入札手続の停止等

平成三十一年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続につ

いて停止等の措置を行うことがある。

~~~~~

個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競

争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 業務期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

4 作成予定数量

(一) 個人事業税納税通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 五千五百通

(二) 個人事業税第二期分納付書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 四千四百通

(三) 不動産取得税納税通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり、一部封入

のみ) 一万八千三百通

5 通知書等納入場所 青森県総務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

い者であること。

- 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。
  - 3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相応の印刷設備を青森県内に有している者であること。
  - 4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード（GS1128（旧UC C/EAN128）バーコード）及び郵便物のカスタマバーコードの生成及び印字をすることができる者であること。
  - 5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等
- 1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力を有することについて、個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に係る書類を添えて、青森県総務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 2 関係書類
- (一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード（GS1128（旧UCC/EAN128）バーコード）を印字したものを十種類
  - (二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したものを十種類
  - (三) 平成三十一年度自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札に係る自動車税納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書を提出した者は、前記(一)及び(二)の提出を要しない。
- 3 提出部数 各二部
  - 4 提出期限 平成三十一年三月一日
  - 5 提出場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県総務部税務課税務電算グループ  
電話 〇一七―七二二―一一一一（内線二二六一）

6 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七二二―一一一一（内線二二六一）

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟四階A会議室

2 日時 平成三十一年三月二十六日 午後二時

3 その他 郵送又は電送による入札は、認めない。

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

平成三十一年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の八に相当する額を加算した金額が、それぞれ各通知書等の予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に各通知書等の作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の条件

平成三十一年度自動車税納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札の落札者は、入札に参加できない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相

当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

5 入札手続の停止等

平成三十一年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

陸上競技場電子機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十一年一月十八日

五 落札者の名称及び住所

株式会社ニシ・スポーツ

東京都江東区新砂三丁目の一八

六 落札金額

九千七百二十万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有

効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年十二月七日

公安委員会

青森県警察本部長告示第十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成三十一年四月一日から翌年三月三十一日までの間において、職務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二第一項第一号に規定する講習をいう。）業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成三十一年二月八日

青森県警察本部長 重 松 弘 教

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「道交法施行規則」という。）第三十八条の三前段に規定する者で、県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (一) 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

(二) 令第百六十七条の四第二項各号（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期

間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に關し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の予定金額に対応する等級（二十万円以上にあつてはA、百五十万円以上二十万円未満にあつてはB、百五十万円未満にあつてはA、B又はCをいう。以下同じ。）の格付にある者とする。

(一) 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（純資産の部の合計額）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成三十一年二月八日から同月二十二日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りではない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通企画課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

- (二) 商業登記事項証明書の原本又は写し
- (三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）  
貸借対照表、損益計算書
- (四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）  
法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）等全  
ての納税証明書
- (五) 許認可証等の写し  
契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、  
当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し
- (六) 障害者雇用状況報告書の写し
- (七) ISO 認証取得登録証の写し
- (八) 役員等一覧表（様式第三号）
- (九) その他必要書類（道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要  
するもの）
- 2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書  
類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付  
するものとする。
- 3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令  
第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算  
し、記載しなければならない。
- 五 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。
- 六 競争入札参加資格の格付の有効期間  
競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知に  
おいて指定する日から平成三十四年三月三十一日までとする。
- 七 申請書の記載事項の変更届等  
申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止  
したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更  
（休・廃業）届（様式第四号）を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、  
青森県警察本部長に提出しなければならない。  
ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項に関するもので

- ある場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表（様式第三  
号）を添付するものとする。
- 1 商号又は名称
  - 2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所
  - 3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名
  - 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項
- 八 競争入札参加資格の更新手続  
競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成三十四年二月に予定している同年  
四月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等  
に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第 1 号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 希望する業務

記

役務の提供

2 希望する業種（複数業種記入禁止）

注） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

様式第 2 号

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供

|     |    |
|-----|----|
| 審査値 | 格付 |
|     |    |

|                                       |             |               |
|---------------------------------------|-------------|---------------|
| フリガナ<br>商号又は<br>住所又は<br>主たる営業<br>の所在地 | 〒           | 代表者<br>氏名     |
| 住所又は<br>主たる営業<br>の所在地                 | 〒           | 電話番号<br>FAX番号 |
| 本申請の<br>担当者                           | 部署名<br>担当姓名 | 電話番号<br>FAX番号 |
| 希望する<br>業務                            | 役務の提供       | 電話番号<br>FAX番号 |
| 希望する<br>業種                            |             |               |

|                                 |                         |                            |                            |
|---------------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 平均生産<br>販売額                     | 直前第 2 年度決算              | 直前第 1 年度決算                 | 平均生産額<br>(①+②) / 2         |
|                                 | ①                       | ②                          |                            |
| 自己資本<br>額                       | 資本金 (元入金)               |                            | 計<br>人                     |
|                                 | 総資産合計 (次年度繰越純資本金額)      |                            |                            |
| 職<br>員<br>数                     | 技術関係職員                  | 事務関係職員                     | その他                        |
|                                 | 人                       | 人                          | 人                          |
| 経<br>営<br>比<br>率                | 流動資産 ( )                | 流動負債 ( )                   | × 100 = %                  |
|                                 | 流動負債 ( )                |                            |                            |
| 営<br>業<br>年<br>数                | 創<br>業<br>日             | 現<br>組<br>織<br>変<br>更<br>日 | 営<br>業<br>中<br>断<br>期<br>間 |
|                                 | 年 月 日                   | 年 月 日                      | 年 月 ~ 年 月                  |
| 障<br>害<br>者<br>雇<br>用<br>状<br>況 | 障害者雇用状況報告義務             |                            | 有 ・ 無                      |
|                                 | 法定雇用率達成                 | 有 ・ 無                      | 雇用障害者数<br>人                |
| I S O 認<br>証<br>取<br>得          | 有 (ISO9001 又は ISO14001) | 無                          |                            |

注） 太枠の欄は記入しないでください。

(単位：千円)





様式第4号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので  
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので  
届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更月日 | 備考 |
|------|-----|-----|------|----|
|      |     |     |      |    |

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
 廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

公 営 企 業

青森県立中央病院患者給食業務の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年二月八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

1 業務名 青森県立中央病院患者給食業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 業務期間 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三年間とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする。（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

4 業務場所 青森県立中央病院内（青森市東造道二丁目一の一）

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもののAの等級に格付けされた者で、給食業務を請け負うことができる者であること。

3 青森市内に本社又は営業所等があること。

4 本業務について入札説明書及び仕様書に記載された業務と同等の業務を遂行した実績を有し、それを証明した者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係資料を添えて、平成三十一年三月七日までに青森県病院局運営部管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県病院局運営部管理課

電話 ○一七―七二六―八三二一

4 提出部数 一部

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市東造道二丁目一の一

青森県病院局運営部管理課

電話 ○一七―七二六―八三二一

2 入札書の提出期限

平成三十一年三月二十日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階 大会議室

平成三十一年三月二十日 午前十一時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三條及び第百五十九條の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期

平成三十一年四月一日

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、八の3

の規定により落札対象とする者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書等を平成三十一年三月七日までに青森県病院局運営部管理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき本業務の患者給食業務実施方法計画書（以下「計画書」という。）を作成し、これを平成三十一年三月七日までに青森県病院局運営部管理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該計画書に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該計画書の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

本業務に要求する仕様等が満たされていると判断した八の2の(二)の計画書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した後に六を乗じ、十二で除して得た額と、当該金額の百分の十に相当する額を加算した後に六を乗じ、十二で除して得た額との合計額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

間わず、契約期間の見積の総額のうち、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を含む額）に百八分の百を乗じた後に六を乗じ、十二で除して得た額と、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を含む額）に百十分の百を乗じた後に六を乗じ、十二で除して得た額との合計額を入札書に記載すること。

6 入札手続の停止等  
平成三十一年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY  
1 Service to be required:  
Hospital Foods of Aomori Prefectural Central Hospital  
2 Fulfillment period:

From April 1, 2019 through March 31, 2022  
3 Time Limit for tender:  
11:00 a.m. March 20, 2019  
4 Contact point for the notice:  
Aomori Prefectural Central Hospital  
2-1-1 Higashitsukurimichi,  
Aomori City, Aomori 030-8553  
JAPAN  
TEL 017-726-8321

**正 誤**

行政経営管理課

|                           |           |            |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------|-----------|------------|----------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行年月日<br>平成三・三・一<br>四五五九号 | 区分<br>公 告 | ページ<br>六 上 | 段<br>一 二 | 行 | 誤<br>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の二分の一の金額に百分の八に相当する額を加算した金額と入札書に記載された金額の二分の一の金額に百分の十に相当する額を加算した金額のそれぞれを合計した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の二分の一の金額の百八分の百に相当する金額と見積もった契約金額の二分の一の金額の百十分の百に相当する金額のそれぞれを合計した金額を入札書に記載すること。 | 正<br>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち平成三十一年九月三十日までに履行されるものに係る金額については百分の八に相当する額を加算した金額、平成三十一年十月一日以後に履行されるものに係る金額については百分の十に相当する額を加算した金額のそれぞれを合計した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち平成三十一年九月三十日までに履行されるものに係る金額については百八分の百に相当する金額、平成三十一年十月一日以降に履行されるものに係る金額については百十分の百に相当する金額のそれぞれ合計した金額を入札書に記載すること。 |
|---------------------------|-----------|------------|----------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社  
毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭